

熊本市余熱利用施設条例等の一部改正について

熊本市余熱利用施設条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市余熱利用施設条例等の一部を改正する条例

(熊本市余熱利用施設条例の一部改正)

第1条 熊本市余熱利用施設条例(昭和55年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「東部交流センター」の次に「及び西部交流センター」を加える。

第5条第1項を次のように改める。

使用者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

- (1) 三山荘 別表第1に掲げる使用料
- (2) 東部交流センター 別表第2に掲げる使用料
- (3) 西部交流センター 別表第3に掲げる使用料

第12条に次の1号を加える。

- (3) 西部交流センター 規則で定める基準を満たした法人その他の団体

第14条第1項中「第12条第2号」を「第12条第2号又は第3号」に改める。

第17条第1項中「市と」を「、市と」に改める。

別表第1備考中「次表」を「次表及び別表第3」に改める。

別表第2(1)東部交流センター使用料の表備考第1項を削り、同表備考第2項中「いう。」の次に「次表において同じ。」を加え、同項を同表備考第1項とし、同表備考第3項中「使用料金」を「この表の規定により算定される使用料」に、「限度とした額を加算することができるものとする」を「加算する」に改め、同項を同表

備考第2項とし、同表備考第4項を同表備考第3項とし、同表備考第5項中「夜間使用料」を「夜間の使用時間区分の使用料」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第6項中「9時までの」を「午前9時までの間の」に改め、同項を同表備考第5項とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

(1) 浴室等使用料

区分	使用料
高校生以上	1人1回につき 400円
小・中学生	1人1回につき 150円
満3歳以上小学生未満	1人1回につき 80円
満3歳未満	無料

備考

- この表に定める使用料は、西部交流センターの浴室、大広間、交流室及び談話室の使用に係るものとする。
- 「小・中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。

(2) 多目的室及び研修室使用料

使用時間区分 施設名等	午前	午後	夜間	延長・繰上げ	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	正午から午後1時まで	午後5時から午後6時まで
多目的室 (全面使用)	3,000円	4,000円	4,000円	1,000円	1,000円
多目的室 (一部使用)	バドミントン				
	卓球				
	高校生以下 1面1時間につき 230円				
	一般 1面1時間につき 460円				
	高校生以下 1面1時間につき 110円				
	一般 1面1時間につき 220円				

その 他の スポ ーツ	バドミントンに係る使用料に準じて市長が定める額				
研修室(全 面使用)	1,300円	1,500円	1,500円	370円	370円
研修室(半 面使用)	650円	750円	750円	185円	185円

備考

- 1 使用者が物品の販売等営業行為とみなされる目的で使用する場合又は入場料その他これに類するものを徴収する場合は、この表の規定により算定される使用料の2倍に相当する額を加算する。ただし、使用時間区分の1区分全部を準備に充てるときは、この限りでない。
- 2 使用時間区分の延長・繰上げの欄に掲げる使用料（多目的室の一部使用に係るものを除く。）は、当該欄以外の使用時間区分において施設を使用する場合で当該区分の使用時間を超えて使用したときのみ徴するものとし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、徴しないものとする。
- 3 市長が特に認める場合で、午後10時から翌朝午前9時までの間における使用料は、1時間につき夜間の使用時間区分の使用料の3割とする。
- 4 多目的室の一部使用及び午後10時から翌朝午前9時までの間の使用にあつては、1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。

(3) 附属設備使用料

附属設備使用料は、次に掲げる金額以内で規則で定める。

種目	使用料
音響機器類	1,000円
映像器具類	2,000円
大道具その他の器具類	1,000円

(4) 冷暖房設備使用料

施設名	使用料
研修室	1台につき1時間までごとに 100円

(熊本市余熱利用施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本市余熱利用施設条例の一部を改正する条例（平成28年条例第20号）

の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える改正規定を次のように改める。

第3条の表に次のように加える。

西部交流センター	熊本市西区小島2丁目333番地
----------	-----------------

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 西部交流センターの指定管理者の指定に関する手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提出理由)

新たに設置する余熱利用施設の使用料を定めるとともに、指定管理者制度の導入をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。